男女府第1397号

令和７年６月１１日

各消費生活協同組合（連合会）　代表理事　様

大阪府府民文化部男女参画・府民協働課長

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(通知)

　　標記について、別添のとおり、厚生労働省から令和７年６月５日付け、社援発0604第4号により通知がありましたのでお知らせします。

　本通知の趣旨、内容等にご留意の上、組合の適正な運営に努めていただきますよう、お願いします。

担　当：大阪府府民文化部男女参画・府民協働課

　府民協働グループ　内畠・吉村

電　話：０６-６２１０-９２６７

ＦＡＸ：０６-６２１０-９３２２